世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

令和６年能登半島地震の影響を受けて本来活動に従事することができない外国人の方へ資格外活動許可を付与する特例措置を実施しています

【特例措置の対象者】

次のいずれにも該当する方が対象となります。

① 今回の地震に係る災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受ける市町村に住居地を有し就労の在留資格を有する方

② 一定の期間、今回の地震に起因して本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる方

※ 「一定の期間」とは、３か月を超えない範囲を言います。

【資格外活動許可の内容】

１日について８時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

【資格外活動許可の期限】

許可期限は、許可日から３か月となります。
ただし、許可期限が令和６年６月３０日を超える場合は、同日が期限となります。

本特例措置の詳細については、出入国在留管理庁ホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/10_00182.html）をご覧ください。